

笠岡市議会議員政治倫理条例

先に我々笠岡市議会は、将来にわたり市民福祉の向上のため全力を挙げて市民の信託に応えることを誓った。このことは、議員に対する市民の揺るぎない信頼が初めて初めて実現できるものである。

そのためには、議員は、

市民の代表としての自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理基準に基づき、誇りと強い意志をもつて市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、全議員の総意によりこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市政が主権者である市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その受託者である市議会議員（以下「議員」という。）

が、市民全体の代表者として、その人格と政治倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応えることにより、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正・誠実・清廉を基本とし、命の達成に努めなければならぬ。

(市民の役割)

第3条 市民は、市政の主権者として、議員及び議会を通して市政の運営に参画するとともに、市民全体の代表者である議員の政治活動に対し、関心を持つよう努めるものとする。

2 市民は、議員に対し、次条に規定する政治倫理基準に反するよう働きかけを行ってはならない。

契約をするよう働きかけないこと。

（就業等の報告義務）
（注4）

(就業等の報告義務)

第4条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、^{注3}公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の諸規定とともに、次の各号に掲げる政治倫理基準を厳守しなければならない。

（5）政治活動に関して、会社、労働組合その他団体（政党及び政治団体を除く。）から寄附を受けないこと。また、議員の後援団体についても、政治的・道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けなければならない。

（6）国若しくは地方自治体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不當な行為をしてはならないこと。

（1）収益事業を営む法人等

（2）市の許認可が必要な事業を営む法人等

（3）市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

2 議員は、前項に規定する政治倫理基準に反する政治活動に対し、関心を持つよう努めるものとする。

（6）議員は、第4条第1項に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添